



水道料金・下水道使用料改定のお知らせ (4月使用分から新料金となります)

町営水道の料金は、平成13年4月1日から現在の料金体系になっています。みなさんの家庭に絶え間なく送られる「水」をつくるために新しい施設の建設や、古い管の取替え、地震対策に伴う配水池の改良などの工事を進めています。これらの工事には多額の資金が必要となり、その資金のほとんどは、長期の借入金によりまかっています。この借入金の元金や利息の返済などのため、現在の水道料金では収支のバランスがとれなくなっています。そこで、経営の健全化のため、4月1日から水道料金を平均8%値上げさせていただくことになりました。町民のみなさんのご理解をお願いいたします。

水道料金改定表 (1か月につき)

使用水量	改定料金	改定前料金
基本料金 (10m ³ まで)	724円	640円
11m ³ ~ 30m ³	79円 / m ³	70円 / m ³
31m ³ ~ 50m ³	85円 / m ³	75円 / m ³
51m ³ ~ 100m ³	91円 / m ³	81円 / m ³
101m ³ 以上	98円 / m ³	87円 / m ³

改定料金は消費税込み、改定前料金は消費税抜き
【問合せ】水道課 内線751 753

下水道使用料は、平成9年6月1日から現在の料金体系になっています。本町は、町村では全国的にみても早くから下水道事業に取り組み、昨年度末における下水道行政人口普及率は86%に達しました。

しかしながら資源保護や節水に対する意識が高まるにつれて、1世帯あたりの下水道使用水量は減少傾向にあり、公債費の償還など下水道会計においても厳しい財政状況が続いています。湯河原町の恵まれた自然と大切な資源を守るためには、下水道事業の経営基盤の強化を図る必要があります。今後の施設整備を進める上で下水道使用料を10%値上げさせていただくことになりました。町民の皆さんのご理解をお願いいたします。

下水道料金改定表 (1か月につき)

使用水量	改定料金	改定前料金
基本料金 (10m ³ まで)	1,108円	960円
11m ³ ~	138円 / m ³	120円 / m ³

改定料金は消費税込み、改定前料金は消費税抜き
【問合せ】下水道課 (浄水センター内) ☎63-1231



次の条例を公布しました!!

平成17年12月議会<<11月28日(月)~12月9日(金)>>において、次の条例が可決され、公布しました。

湯河原町下水道条例の一部改正について

- ① 下水道法施行令の一部改正に伴い、湯河原町下水道条例で引用している条の改正を要するため、専決処分にて改正した条例を議会に報告しました。
(平成17年11月1日施行)
- ② 下水道使用料は、平成9年6月1日の改定以来据え置いており、この間、安定した処理水の確保を図るため施設整備を行い、環境保全に努めてまいりましたが、公債費償還などが下水道会計を圧迫しております。
このため、下水道事業の経営基盤の強化を図るとともに今後の施設整備などに対応するため、下水道使用料を引き上げることについて条例を改正しました。
(平成18年4月1日施行) (担当 下水道課: 63-1231)

湯河原町行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について

(平成18年4月1日施行)
行政財産を本来の用途又は目的を妨げない限度において使用させ、その使用につき使用料を徴収することができるようにするため、条例を制定しました。
(担当 企画財政課: 内線230)

湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正について

(平成17年12月1日施行)
人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに伴い、これに準じて町職員の給与などを改定するため、条例を改正しました。
(担当 庶務課: 内線280)

湯河原町水道事業給水条例の一部改正について

(平成18年4月1日施行)
現在の水道料金は、平成13年度から平成17年度の5か年を料金算定期間として改定したもので、この間、給水の安定供給を図るため、施設整備を行い、良質な水道水の供給と効率的な事業の運営に努めてまいりました。
今回の水道料金の改定は、累積欠損金を解消し、経営基盤の強化を図るとともに今後の配水管の改良事業などに対応するため、水道料金を引上げることについて条例を改正しました。
(担当 水道課: 内線750)

* 条例の詳細につきましては、町ホームページの電子掲示場をご覧ください。